

社会体育館の利用について

【使用申込】

- 定期利用団体 前月中(1ヶ月前)に使用許可書申請書を提出して下さい。
※利用予定日に使用しない場合は、早急に花南振興センターへ連絡をお願いします。また、毎月の使用許可申請書を提出しない場合は定期利用をしないものとみなし、使用予定を取り消します。(他の利用者に貸出します)
- 随時利用 その都度、早めに使用許可申請書を提出して下さい。
- 電話予約 電話でも予約は受け付けますが、使う前に必ず使用許可申請書を花南振興センターへ提出して下さい。(花南振興センター ☎24-9547)

【開館時間・休館日】

- 開館時間 午前8時30分から午後9時
- 休館日 12月29日から1月3日

【利用上の注意】

- (1) 土足厳禁です。
- (2) 施設、用具は大事に扱い、使用後は元の位置に返して下さい。
- (3) **敷地内禁煙**です。
- (4) 省エネルギーにご協力願います。(電気、水道等の使用は最小限に)
- (5) 終了時間の厳守……利用時間内に整理整頓、清掃を完了のこと。

【利用後】

- (1) 利用後は、アリーナ面はモップで、更衣室・ロビーはほうきで清掃すること。
- (2) 暗幕を閉めた場合は、暗幕を開けてから帰ること。
- (3) 戸締り……玄関、体育館内非常口、窓
- (4) ゴミは必ず持ち帰ること。
- (5) 責任者は、利用後は必ず使用記録簿に記入すること。